



Title	義務と行為
Author(s)	田村, 圭一; Tamura, Keiichi
Description	
Citation	哲学, 35, 77-95
Issue Date	1999-07-18
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/48005">https://hdl.handle.net/2115/48005</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	35_77-95.pdf



《シンポジウム ― 義務と道徳 ―》

義務と行為

田村圭一

義務という概念は倫理的に最も重要な概念の一つである。けれども義務や義務に纏わる様々な概念を検討すると、義務を行為に結び付けるという問題が浮かび上がる。私たちは義務を実践的な観点から批判し、義務の地位を問い直す。

先ずハートに依拠し、義務という概念が存在と当為という枠組みを出ない点を確認する。次にシンガーに依拠し、存在と当為という枠組みを存在、当為、行為という枠組みに拡張するという論点を取り上げる。新たに行為という実践的な観点を含め、道徳的であるとはどういうことか、考え直す。最後にウィリアムズに依拠し、義務を行為に結び付けるという問題を考える。行為者の側から道徳の可能性を問い、義務を受け入れるような人柄の重要性を確認する。

一 存在と当為という枠組み

義務という概念はしばしば存在と当為という枠組みから検討されてきた。義務から経験的な要素を排除し、存在と当為を峻別するカント的な見方は義務の現実的な根拠を答えられない。目的論的な見方は人間を機能的な概念とし、人間に本

質的な目的や機能に基づき、存在から当為を導き出す<sup>(1)</sup>。けれども志願兵となるという目的も母親の生活を助けるという目的も間違っていない<sup>(2)</sup>。目的論的な見方は人間の目的の多様性に対処できない。

ハートも存在と当為が必然的に結び付けられるなどという主張に与さない。けれども存在と当為をある意味、統一的に理解しようとする。

ハートは義務という概念を社会的な規則とその規則を支持する社会的な圧力から定義する。何らかの社会的な規則が存在するというには、「規則的な行為とその行為を基準とする特有の態度の結合」<sup>(3)</sup>が含まれる。オースティンは従わない時、処罰されるだろうという可能性から義務を定義し、専ら義務の外的な側面に注目した<sup>(4)</sup>。けれどもハートは義務の内的な側面も記述しなければならないと言う。

義務の内的な側面とは受容と呼ばれる行為者の態度である。行為者は社会的な圧力に支持され、社会的な規則を行為の指針としても批判の基準としても、まさに受容する<sup>(5)</sup>。ハートは義務の内外、両面を尽くし、義務の規範的な性格を内容という内的な側面に見出した<sup>(6)</sup>。

ハートは社会的な事実から義務という概念を導き出した。そのように義務が導出されるということは、事実から当為を導出できないというヒュームの主張を論駁するだろうか<sup>(7)</sup>。

例えばサールは言語行為という観点から、事実から当為を導き出せると主張した<sup>(8)</sup>。サールは「約束する」という言葉を用いたということから、段階的に約束を果たす義務を導き出す。そのような導出の眼目は言語的な慣習が存在し、その慣習は「約束する」と口にするとは結局、約束を果たす義務を負うことになるという構成的な規則だから、義務を導出できるというにあった。義務を負うことなく、「約束する」と言うことなどできないから、「約束する」と言う以上、義務を負う。

けれども構成的な規則を専ら構成的であり、決して統制的ではないとすることもできない。サールが言うように、「構成的な規則はその存在が論理的に規則に依存するような活動を構成（し、しかも統制）する」<sup>(9)</sup>。確かに野球という活動は野球の規則に従うことから構成される。規則の大部分に従わないと、そもそも野球をすることなどできない。けれども構成的な規則を規則全てに従わないと、そもそも野球ができないと強く解釈することも無理だろう。野球をしながら、依然、規則の幾つかに従わないことも可能である。だから野球の規則は構成的であると同時に、統制的である。

「約束する」と口にする行為者が、約束を果たす義務を負うというは必ずしも不当ではない。慣習が慣習たるのは一般的に受容されているからであり、規則の構成性の眼目が慣習とその受容のある種の一体性にあるという点は否めない。けれどもそのような一体性を必然性と措定できるわけではない<sup>(10)</sup>。だから規則の構成性に固執する限り、義務を負うだろう行為者が、義務を負わないというも可能であり、それでもそのような行為者が「約束する」と口にしたことには変わりない。行為者が「約束する」と口にしなから、その結果、義務を負うことになるという言語的な慣習を受け入れないというも可能である。だから言語的な慣習の受容が当為の導出に含まれている。

事実から当為を導出する時、言語的な慣習が受容される。けれども慣習を受容しない行為者が慣習を必然的に受容するようになることなどない。サールは「約束する」という言葉を口にしたことから、約束したということ<sup>(11)</sup>を導く、追加的な前提を「ある種の条件の下、『約束する』という言葉を口にする誰もが約束する」と整理した<sup>(12)</sup>。けれどもヘアはサールを批判し、前提を「ある種の条件の下、『約束する』という言葉を口にする誰もが約束する」と規定する規則に従うと、ある種の条件の下、『約束する』という言葉を口にする誰もが約束する」と整理し直す<sup>(12)</sup>。ヘアが整理し直した前提は約束という制度を外的な観点から記述したものであり、完全に同語反復的である。だから終始、外的な観点から記述すると、事実から当為を導くことが同語反復的に可能であり、その際、導かれた当為も外的な観点から記述された当為とい

うに止まる。外的に記述された当為は行為者の規則の諾否に依存しない。

サールの前提は「規則に従う」という言葉を欠く。逆に言うと、サールの行為者は疾うに約束という制度、言語的な慣習を受容している。その点、サールの口吻に受容を必然的なものとする憾みがある。ヘアはその必然性を記述的、評価的という二分法の観点から批判する。ヘアはサールが規則の受容という評価的なるものを前提に潜ませるから、事実のみから当為を導出したとは言えないと批判した。

サールの論点はまさに記述的なるものから評価的なるものを導出できるということである。だからヘアのように記述的なるものから評価的なるものを導けないという前提と、実際、評価的なるものが導かれているということから、評価的なる前提があるに違いないとし、それ故、サールの前提は評価的だったと考えるならば、記述的、評価的という二分法の方が疑わしい。実際、サールは二分法が評価的なるものは記述的なるものから導出できないということとは独立に定義されなければならないと主張する<sup>(13)</sup>。

私たちは既に受容の必然性を斥けた。けれども二分法に依拠するわけでもない。制度の受容が評価的と言われるとしても、その評価性を具体的に明らかにしなければならぬ。

例えばハートは行為者が社会的な規則を受容する、その受容を評価的とすることに躊躇する。「記述は記述されるものが評価だとしても、依然、記述だろう」<sup>(14)</sup>。ハートは記述性を「道徳的に中立的であり、何ら正当化しようという狙いがない」<sup>(15)</sup>とし、内的な観点から記述された受容もそういう意味から記述的とする。だから内的な観点から記述すると規則を受容する行為者の内的な観点を共有し、是認することではない<sup>(16)</sup>。

内的な観点から規則の受容を記述しても、そのような記述が規則を受容しない行為者に受容を迫るわけではない。ハートが評価的という意味を限定するのは、まさにそのような論点に係わるからである。受容は必然的ではない。だから改め

て受容という契機を取り上げることが正しい。けれども受容に注目しても、行為者が義務を受け入れると、義務に規範的な力があり、受け入れないと、義務が規範的ではないという図式に止まることは不毛である。

ヘアの批判も改めて受容という契機を取り上げる点は正しい。けれども二分法に固執すると、受容が完全に偶然的なものとなり、受容を具体的に考える術がなくなる。二分法は制度を受容しない行為者が受容するようになるという事態に対処できない。

マッキーの批判も同じように考えられる。終始、約束という制度の外側から記述する限り、事実から当為を導き出すことが同語反復的に一般的な論理学により可能である。逆に制度の内側から見ると、制度が受け入れられ、約束を果たす義務に「評価的、指令的な力」が伴う。マッキーの批判は一般的な論理学がそのような力も含め、当為を確立できるわけではないという点にある。一般的な論理学のみにより、そのような力まで導き出せるとするのは「危険な誤解」である(17)。

マッキーもサールが制度を受容しない行為者という観点を欠く点を攻める。けれども受容の必然性を批判しても、ヘアやマッキーのような二分法が是認されるわけでもない。

義務という概念に指令的な力があつても、そのように指令的な力があるから、行為者が義務を受容するようになるわけではない。何故ならば仮に指令的な力が義務を受容しない行為者にも受容を迫り、受容を必然的に達成できるならば、そもそも義務を受容しない行為者などというものは考えられないことになるだろうからである。義務の諸否は義務以前に考えなければならぬことであり、その点を義務それ自体のうちに読み込むのは論点の先取にほかならない。約束を果たす義務は約束という制度を受容する義務ではない(18)。

ハートに義務という概念と余儀なくされるということの区別がある(19)。強盗に脅迫され、金を渡すという例は金を渡す義務ではなく、金を渡すように余儀なくされるということを表わす。余儀なくされるとは行為に伴う信念や動機の言明

であり、義務はそのように心理的なものではない。行為者が何ら余儀なくされず、信念や動機を欠いても、行為者の義務を語ることができる。違反に加えられる制裁に対し、行為者が何ら恐怖心を抱かなくても、義務を語ることができる。だから義務を信念や動機、感情から区別することは正しい。

けれども義務という概念を限定し、二分法に接近するに連れ、義務は益々、行為と疎遠になる。何故ならば行為者の信念や動機などは義務それ自体に係わるというより、寧ろ義務の諾否に係わり、義務が行為に繋がるのはそのような義務以前の局面に左右されることだからである。ハートのように義務を厳密に定義することは必要である。けれどもそのような定義が義務を行為に結び付けるという実践的な批判を招くだろうことも必至である。私たちは今や実践的な観点から義務を批判できる段に至った。

## 二 事実と行為の乖離

シンガーは様々な義務という概念の定義を実践的な観点から批判しようとする<sup>(20)</sup>。

シンガーの結論を先取りすると、実践的な観点から見ると、何らかの道徳の定義にほかの定義より利点があるということはない。だから道徳の定義を廻る対立は言葉の上のものであり、実践的なものではない<sup>(21)</sup>。

シンガーはヘアの『自由と理性』の枠組みを前提とする<sup>(22)</sup>。ヘアは自由と理性の相克という観点から、道徳的な論争を整理する。主観主義は自由に判断するということを重視し、道徳の合理性が自由を妨げると誤解する。記述主義は道徳的な思考の合理性を重視し、自由は合理性と両立しないという誤解から、自由を否定する<sup>(23)</sup>。ヘアはそのような自由と理性の二律背反を解決しようと、普遍的な指令主義を唱える。

普遍的な指令主義は道徳的な判断が指令的であり、しかも普遍化できるということを求める。自由な行為者のみ指令的な言葉を必要とするから、指令主義の要請は自由に係わる。また普遍化できるとは理由を与えるということだから、普遍主義の要請は道徳の合理性に係わる<sup>(24)</sup>。だから普遍的な指令主義は自由と理性の二律背反を解決すると主張される。

シンガーは実践的な観点から、ヘアの枠組みの意義を読み解こうとする。先ず主観主義と記述主義の相克を取り上げ、両者が事実から当為を導き出せるかというヒュームの問題を廻り、両極端に位置すると見なす。

主観主義は中立主義と言い換えられる。ヘアが主観主義に宛がった自由は、道徳的な原則の形式と内容を廻る中立性と把握し直される<sup>(25)</sup>。道徳的な原則にはどのような内容も、どのような形式も可能である。道徳的な原則は普遍化の要請を満たす必要がない。

中立主義に基づくと、道徳的な原則とはほかの原則を凌ぐ、優先的なものである<sup>(26)</sup>。だからどのような原則も行為者がほかを凌ぐものと受け取る限り、道徳的な原則である。それ故、行為者の道徳的な原則と行為の間には緊密な論理的な繋がりが与えられる。何らかの行為が道徳的な原則に合致するという見解を受け入れることと、そのような行為をするという決定の間には何ら隔たりがない。

中立主義者は道徳的な原則を受容する。逆に言うと、中立主義者は自ら受け入れる原則を道徳的な原則とする。けれど実際、中立主義的な道徳が道徳と呼ばれるに値するかどうか、疑わしい。道徳的な原則が満たさなければならぬ要請は何もないから、どのような事実が言い立てられても、事実が道徳的な原則に結び付けられなければならないという必然性がない。だから中立主義的な定義はヒュームの問題に否定的な答えを与えるものであり、事実、道徳、行為という枠組みを考えると、事実と道徳の間に断絶がある。

他方、ヘアが記述主義に宛がった合理性は、道徳的な原則が形式と内容、両方の基準を満たさなければならぬという

要請に読み直される(27)。例えば功利主義的な記述主義は道徳的な原則を公平に評価された快苦に結び付ける。だから記述主義に基づくと、事実が道徳に結び付けられ、ヒュームの問題に肯定的な答えが与えられる。

けれども記述主義は道徳的な原則がほかを凌ぐと主張するわけではない。合理性は事実が道徳に係わる点に發揮されても、道徳的に行為することが合理的とは限らない。だから道徳的な原則が何らかの行為を要請すると認めても、行為者はそもそも道徳的な原則から脱落できる。道徳は行為の選択という実践的な問題と無関係になつてしまふことがある(28)。記述主義的な道徳は事実と論理的に結び付けられても、行為とは断ち切られている。

中立主義も記述主義も事実と行為を結び付けられない。両者の違いは道徳の位置に限られる。事実、道徳、行為という枠組みから見ると、中立主義は道徳を行為に密接させ、記述主義は道徳を事実と密接させる。けれども実践的に重要なことは事実と行為の結び付きである。

道徳の位置に実践的な意義があるならば、位置の違いが重要な実践的な違いを齎すだろう。その点をシンガーの例から考える。記述主義に基づく限り、例えば飢饉の救済に出費するのではなく、何か贅沢品を買おうという行為者も前者の方が後者より快楽を増大させ、苦痛を減少させるから、道徳的な原則が前者を要請するということを認めなければならない。けれども行為者は道徳を顧慮しなければならぬ理由を反問し、自分は道徳など顧慮しないと言い返せる。記述主義者はそのような行為者をどのように説得するだろうか。

記述主義と整合的にできることは行為者の同情や仁愛の感情に訴えること、世界を改善するために何かすることから、達成感や満足感を獲得でき、利己的な生活は失望感に繋がるに過ぎないと言ひ聞かせることなどである。飢饉を救済する義務の存在を言い立てるわけではない。行為者も義務の存在を認める。問題は行為者が義務を受け入れるように仕向けるというにあり、記述主義者は様々な理由を言い聞かせ、行為者が行為の動機を持つように仕向ける。尤も説得が妥当かど

うかという点は相手によるだろう。そして何ら他人の快苦を考慮に入れないような原則を抱く行為者に、飢饉の救済を説得する中立主義者も同じような理由を言い聞かせるだろう。

記述主義者も中立主義者も同じような理由を取り上げるから、説得が成功する見込みも同じということになる。だから両者は道徳の位置が違っても、実践的に変わらない。道徳の位置に何ら実践的な意義はない。

シンガーは事実と道徳という枠組みに新たに行為の観点を加え、中立主義と記述主義が実践的に何ら違わないことを確認した。次の問題は両者の中間に位置するとされる普遍的な指令主義の意義である。

普遍的な指令主義は道徳的な原則を形式的に制限するから、内容も形式も制限しない中立主義より効果的に見える<sup>(29)</sup>。また道徳的な原則は指令的だから、記述主義が抱える道徳と行為の懸隔も架橋されるように見える。普遍的な指令主義は事実と行為を結び付けられるように見える。

けれどもシンガーはそのような利点を否定する。例えば行為者の優先的な原則が普遍化できない時、普遍的な指令主義と整合的に言えることは行為者に何ら道徳的な原則がないというに止まる。指令主義と言っても、行為者は依然、道徳的な原則から脱落することが可能である<sup>(30)</sup>。

自立の理想は普遍化できるから、自立の理想から飢饉の救済を拒む行為者も普遍的な指令主義に何ら抵触しない。そのような行為者と普遍化の要請に抵抗し、救済を拒む行為者は結局、実践的に何ら変わらない。だから普遍主義にも実践的な意義がない。ヘアも普遍化の要請のみから「何ら実質的な道徳的な判断や原則が出来するわけではない」、普遍化の要請があっても、行為者のどのような行為も間違っていると認めない<sup>(31)</sup>。ヘアは普遍化の要請を無益とするのも間違っていると留保する。けれども問題はシンガーを満足させるような結論が普遍化の要請から出来するとは限らないというにある。普遍的な指令主義は自由と理性の二律背反を解決したわけではなく、自由と理性を接ぎ木したに過ぎないよ

うに見える。

シンガーは普遍的な指令主義の実践的な意義も否定した。中間的な定義は検討し尽くされたわけではない。けれども都合、三つの定義の検討から道徳の定義の実践的な意義は随分、疑わしいということが明らかになったと言えよう。その疑念はどのような道徳の定義も事実を行為者の動機まで結び付けられないというに胚胎する。勿論、事実を行為者の動機まで必然的に結び付けることなどできない。けれども道徳の定義はそもそも行為者の動機という観点を排除することに成立しているような節がある。中立主義は道徳的な原則がほかを凌ぐものであるという定義のうちに行為者の動機を埋没させるから、動機を考察しない。中間的な定義も道徳的な原則の指令性を動機と絡めているわけではない。記述主義が行為者の動機と疎遠であるとは言うまでもない。

ハートの義務という概念は社会的な事実から導き出されたから、記述主義的だろう。義務は社会的な規則により決められたから、形式的、内容的に社会的な規則により制約される。だから社会的な事実から義務を推論することが可能であり、事実と義務の間に何ら懸隔がない。また既に見たように、ハートは義務と余儀なくされるということを区別し、余儀なくされるとは動機の言明だったから、義務と行為の間には懸隔があり、必ずしも架橋されない。ハートは規則の受容を内的な観点から見出したけれども、そのような受容は行為者が既に規則を受容しているということであり、規則を受容しない行為者が受容するようになるということではない。だから規則を受容する行為者は義務に従うし、受容しない行為者は従わないという不毛な対立が手付かずのまま残され、実践的な意義を疑われる。

問題は行為者に動機を与えるというにある。私たちは行為者の同情や仁愛の感情に訴えるなどという説得を見なければ、も、何故、そのような説得に動機を与える可能性があるか、考えなければならぬ。行為者がどのように義務を受け入れ、どのように義務を果たそうと動機付けられるか、考えなければならない。私たちはそのような義務以前の局面に遡行し、

義務が行為に結び付けられるということそれ自体を問題としなければならない。

### 三 義務と理由

ラズは行為者が義務のような指令的な規範を受け入れるということを、行為の理由という観点から検討する<sup>(32)</sup>。

ラズは指令的な規範を決定に準える。ラズは行為者が何らかの行為をしようと決定する、その決定に特徴的な点を幾つか指摘する。重要な点は決定が理由であるというにある<sup>(33)</sup>。決定は行為者がしようと決定した行為をしようとするとする一階の理由であり、しかも更なる理由や議論を無視しようという二階の理由である。決定するとは熟慮を終わらせるということだから、決定は二階の排除的な理由である。二階の排除的な理由と決定された行為に反対する理由の衝突は「一階の理由と衝突する際、排除的な理由が常に優先すると規定する実践的な推論の一般的な原則」<sup>(34)</sup>が解決するから、その結果、行為者は熟慮を終わらせる。

指令的な規範は決定と同じ役割を果たす。行為者が指令的な規範に従うとは規範が規範的な行為をしようという妥当な理由であり、しかも衝突する理由を無視する妥当な理由であると思われる、行為者がそのような信念から行為するということにはかならない<sup>(35)</sup>。指令的な規範は規範的な行為をしようという一階の理由であり、しかも衝突する理由を無視しようという二階の排除的な理由である。勿論、実践的な推論には様々な条件があるし、排除的な理由も衝突する理由を全て排除するわけではない。けれども適用の条件が成り立つ限り、指令的な規範が幾つか衝突する理由を排除することは確かであり、その点に指令的な規範と一階の理由の違いがある<sup>(36)</sup>。

ラズのように指令的な規範を決定に準えることから、行為者が指令的な規範を受け入れるとはどのようなことか、明らか

かになった。規範に伴う指令的な力は行為者の側から把握し返すと、分けても規範が二階の排除的な理由であるという点に求められる。規範が排除的な理由だから、規範的な行為以外の行為が封じられ、規範的な行為を余儀なくされるということが起こる。

けれども義務の衝突という観点からしても、最終的に誰もがどのような指令的な規範も妥当な理由と思わなければならない。行為者が最終的に依拠する規範は行為者に妥当な理由を与えても、ほかの規範は行為者に最終的に妥当な理由を与えられない。だから次の問題は行為者が理由を与えられるとはどういうことなのかという点にある。

ウィリアムズは理由の内的な解釈と外的な解釈を取り上げ、外的な理由は成り立たない、唯一、成り立つ理由は内的な理由であると主張する<sup>(37)</sup>。

内的な理由とは行為者にそう行為することにより満たされ、推し進められる何らかの動機があるという理由であり、外的な理由とは行為者が動機を欠いても、成り立つような理由である<sup>(38)</sup>。問題は何故、外的な理由が成り立たないかというにある。

行為の理由と説明の関係を考えることから始める。理由は行為の正しい説明全てに現われるわけではないとしても、何らかの正しい説明には現われる<sup>(39)</sup>。外的な理由は行為者の動機と独立に成り立つから、行為者がそう動機付けられても、そう動機付けられなくても、外的な理由が同じように説明するということになってしまふ。「行為者の行為を説明できるのは、行為者をそのように行為するように動機付けるものだけである」<sup>(40)</sup>。だから「外的な理由はそれだけでは誰の行為の説明も提供できないだろう」<sup>(41)</sup>。それ故、外的な理由に加え、行為者が外的な理由を信じているという信念が必要とされる。

けれども問題は単純に理由に係わる信念が行為の動機を与えるかどうかということではない。信念と動機の繋がりを不

必要に緊密なものとし、その繋がりも尤もらしく見える。けれどもその繋がり成り立つ行為者は、そもそも信念が動機に繋がるように動機付けられているから、まさに内的な理由が成り立つだろう行為者である。だからそのように考える限り、外的な理由は内的な理由に還元される。

問題は信念そのものではなく、外的な理由を信じるようになるという信念の獲得にある。外的な理由が成り立つと主張するならば、行為者に信念がないところから始めなければならぬ。新たに外的な理由を信じるようになるならば、行為者はそのように行為するように動機付けられることになるだろう。だから外的な理由を信じるようになるというには、新たに動機を獲得するということが含まれる<sup>(42)</sup>。

外的な理由を信じるようになり、動機付けられるという仕方は様々に可能である。例えば美辞麗句に動かされ、外的な理由を信じるようになるということもあろう。けれども外的な理由の本質はそのような点にない。外的な理由に本質的な要素は行為者が動機を獲得するのは、理由の言明を信じるようになるからであり、理由の言明を信じるようになるのは、行為者が物事を正しく考えているからであるというにほかならない。だから外的な理由は行為者が合理的に熟慮すると、そもそもどのような動機を抱いていたとしても、そのように動機付けられるようになるだろうという主張と等しい、少なくともそのような主張を導出すると受け取られなければならない<sup>(43)</sup>。

けれども外的な理由がそのようなものならば、外的な理由は成り立たない。行為者には新たな動機に到達するために熟慮する、その出発点となる動機がない。仮に出発点となる動機があるとすると、外的な理由が内的な理由に還元されてしまふ。行為者は現存の動機を所与とし、新たな動機に合理的に到達しなければならなかった。けれども新たな動機は既存の動機と合理的な関係を持つてはならない。何故ならば内的な理由は行為者の合理性にも関係し<sup>(44)</sup>、新たな動機が既存の動機と合理的な関係にあるならば、そもそも内的な理由が成り立ち、外的な理由は内的な理由に還元されるだろうから

である。けれども新たな動機が合理的に到達されるものでありながら、既存の動機と合理的な関係にあつてはならない、新たな動機に到達する熟慮が既存の動機により統御されるものであつてはならないなどという条件を満たすのは甚だ困難である<sup>(45)</sup>。だから外的な理由は成り立たない。

義務という概念に纏わる困難は外的な理由が成り立たないというに係わる。行為者は記述主義的に自分が義務の下にあると同意しながら、それでも自分は義務を果たすように行爲する理由を与えられるわけではないと考えることが可能である。そのように義務に対し、冷笑的な行為者から見ると、義務が行為者に何ら内的な理由を与えないから、行為者は決して義務を果たそうという動機に至らない。けれども冷笑的な行為者も一般的に義務が内的な理由を与えるものと理解されていると認めるに吝かでないこともある。義務を道徳的に考えなければならぬものとする、一般的な慣習が存在すると、その一般的な水準から見ると、義務と動機の間には内的な繋がりを考えられる<sup>(46)</sup>。義務と動機の内的な繋がりがどのような水準からも認められないと、そもそも義務は成り立たない。

義務という概念はしばしば二人称、三人称の相手に適用される。その際、相手がどう動機付けられていないとわかっていながら、義務を言い立てることもできるから、義務は少なくとも内的な理由ではないだろう。義務は理由だけれども、内的な理由ではないとすると、その際、義務が何を言っていることになるかという問題は難しい<sup>(47)</sup>。

ある集団が義務という概念はほかを凌ぐ、優先的な理由を与えるという考えを共有しているとしよう。そのような集団に限り、何らかの行為を義務と言いつてるとは、行為に内的な理由があるということを示す。義務を廻る考えが必ずしも共有されなくなつたとしよう。考えを共有しない成員に義務を言いつてるとは、かつて共有された慣習のうちに反抗的な成員を引き入れ、引き止めるものと理解できる。けれども行為者が徹底的に反抗的ならば、最早、義務の主張を断念しなければならぬ。反抗的な行為者を見限るか、見限らないとしても、義務を言いつてる以外の手段を使うしかない<sup>(48)</sup>。だ

から義務に固執すると、結局、義務は義務を廻る考えを共有する行為者に対しては無用であり、どうしても考えを共有しない行為者に対しては無益であるという不毛な図式を抜き出せない。

義務という概念は実践的な観点から見ると、無用か、無益か、何れかである。ウィリアムズは道徳的な義務を単純に外なる理由と見なすことに懐疑のだけれども、仮に道徳的な義務を外的な理由とすると、「行為の外的な理由はないと考える十分な理由があるから、道徳的な義務を幻想と見なす十分な理由があるということになるだろう」<sup>(49)</sup>と主張する。道徳的な義務が直ちに外的な理由と見なされないとしても、義務の実践的な批判が外的な理由の虚偽性の解明に負っているところが大きいとは言うまでもない。

問題は義務という概念を行為者にくっ付ける(―)ことである。ウィリアムズは「そのような目的のため、存在する唯一の糊は社会的、心理的なものである」<sup>(50)</sup>と主張する。その点、シンガーが行為者の感情に訴えるなどという説得の例を取り上げていたことと完全に符合するし、ハートが義務の定義から心理的なものを排除し、それ故、義務と行為の乖離の可能性を招いたことも、方向は逆だけれども、符合すると言つていいだろう。

残された問題はシンガーが認めたように、社会的、心理的な糊は必ずしも効果的とは限らないというにある。けれども私たちは社会的、心理的な糊を見限り、ほかの糊を求めなければならないというわけでもない。社会的、心理的な糊の重要性は唯一、成り立つような行為の理由が内的な理由であるということから導き出されるのであり、ほかの糊を求めるといふはそのような内的な理由の意義を無視するというにはかならない。

重要なことは社会的、心理的な糊が効果的となるように、行為者を性向付けるといふにある。例えば誰かが何かを必要としているという理由から、その人のために行為するという考えを実行するのは、行為者がそのように性向付けられている時のみである<sup>(51)</sup>。人間は必ずしもそのように性向付けられているとは限らないし、仮に性向付けられていても、性向

が常に發揮されるとも限らない。けれども性向付けるといふ以外に方途があるわけではない。だから義務という概念が行為に結び付けられるためには、義務を内的な理由とし、受け入れるような行為者の人柄が重要である。

#### 四 結び

私たちはハートの義務という概念を検討し、義務が実践的な観点を捨象することを確認した。だから義務は当然、実践的な観点から批判されなければならなかった。義務のみでは行為の動機を与えられない。何故ならば動機を与えるのは内的な理由であり、義務のみでは行為者の内的な理由にならないからである。私たちは社会的、心理的なものに訴え、行為者が義務により内的な理由を与えられるように性向付けるといふ方途を探らなければならない。逆に言うと、そのような方途の重要性は義務というものの意義を疑わせるに十分である。今や実践的な観点から検討し、義務の地位が脅かされるのを見たから、私たちはシンガーの言うように、「より重要な問題を考えることに移れるだろう」<sup>(52)</sup>。そしてそのより重要な問題こそ大きな意味の人間観に係わる、道徳的であるとはどういうことかということにはかならない。

#### 注

- (1) A. MacIntyre, *After Virtue*, 2nd ed., University of Notre Dame Press, Notre Dame, Indiana, 1984, pp.58-59.
- (2) J.-P. Sartre, *L'Existentialisme est un humanisme*, Editions Nagel, Paris, 1962, pp.40-43.
- (3) H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (CL), 2nd ed., Clarendon Press, Oxford, 1994, p.85.
- (4) *ibid.*, p.83.

- (5) *ibid.*, p.255.
- (6) *ibid.*, p.57.
- (7) 事実から当為を導き出すと言ふ時、その導き出すとはどういふことか、問わなければならない。マッキンタイアはヒュームが事実から当為を導き出すentailメントは必ずしも主張しながら、しばしば事実から当為を推論してゐるinter-指摘する。A. C. MacIntyre, 'Hume on "Is" and "Ought"', *The Philosophical Review*, 1959, pp.451-468.
- (8) J. R. Seale, *Speech Acts* (SA), Cambridge University Press, Cambridge, 1969, chap.8.
- (9) *ibid.*, p.34. サールは二種類の規則を簡単に区別するとはべきないと断つた上で、次のような理解を出発点とする。「統制的な規則は例えば多くの礼儀の規則が規則と独立に存在する個人間の関係を統制するように、既存の形式の行為に先行し、ないしは独立に統制する。けれども構成的な規則は単に統制するだけでなく、新たな形式の行為を創造、ないしは定義する」。
- (10) G. E. M. Anscombe, 'On Brute Facts', *The Collected Philosophical Papers of G. E. M. Anscombe*, vol.3, Basil Blackwell Publisher, Oxford, 1981, p.22.
- (11) SA, pp.177-178.
- (12) R. M. Hare, 'The Promising Game', *Revue Internationale de Philosophie*, 1964, p.402.
- (13) SA, p.192.
- (14) CL, p.244.
- (15) *ibid.*, p.240.
- (16) *ibid.*, p.242.
- (17) J. L. Mackie, *Ethics: Inventing Right and Wrong*, Penguin Books, Harmondsworth, 1977, p.68.
- (18) P. Foot, 'Morality as a System of Hypothetical Imperatives', *The Philosophical Review*, 1972, p.315.
- (19) CL, p.82.
- (20) P. Singer, 'The Triviality of the Debate over "Is-Ought" and the Definition of "Moral"', *American Philosophical Quarterly* (APQ), 1973, pp.51-56.
- (21) *ibid.*, p.56r.
- (22) R. M. Hare, *Freedom and Reason* (FR), Oxford University Press, Oxford, 1963.

- (23) *ibid.*, p.3.
- (24) *ibid.*, p.5.
- (25) 'Triviality', *APQ*, 1973, p.51r
- (26) *ibid.*, p.52l.
- (27) *ibid.*, p.53l.
- (28) *ibid.*, p.53r.
- (29) *ibid.*, p.55l.
- (30) *ibid.*, p.55r.
- (31) *FR*, pp.32-33.
- (32) J. Raz, 'Reasons for Action, Decision and Norms (RADN)', J. Raz, ed., *Practical Reasoning* (PR), Oxford University Press, Oxford, 1978, pp.128-143. ラズは指令的といふ言葉を一般的な prescriptive ではなく、mandatory とする。何故ならば前者がしなくてはならないからであり、前者が指令するある型の言語行為を明らかにするため、使われるのに対し、規則や原則は必ずしもそのようなものではないからであり、前者が指令する人間の存在を含蓄するのに対し、規則や原則は誰かが制定するとは限らないからである。勿論、ラズは指令的な規範を広義に使うから、規則や原則に限られるわけでもない (J. Raz, *Practical Reason and Norms*, 2nd ed., Princeton University Press, Princeton, New Jersey, 1990, pp.49-50)。
- (33) 'RADN', *PR*, p.134.
- (34) *ibid.*, p.132.
- (35) *ibid.*, p.140.
- (36) *ibid.*, p.141.
- (37) B. Williams, 'Internal and external reasons', *Moral Luck: Philosophical Papers 1973-1980* (ML), Cambridge University Press, Cambridge, 1981, pp.101-113. 内的な理由、外的な理由という言い方は便宜的であり、正確に言って、理由の内的な解釈、外的な解釈である。
- (38) *ibid.*, p.101.
- (39) *ibid.*, p.102.
- (40) *ibid.*, p.107.

- (41) *ibid.*, p.106.
- (42) *ibid.*, p.108.
- (43) *ibid.*, p.109.
- (44) *ibid.*, p.103. 内的な理由が説明のみに関係すると考えるのは間違っている。シン・トニックを飲みたいと思っている行為者が瓶に入っているガソリンをシンと誤解している場合、行為者には瓶に入っているものをトニックと混ぜ、飲むような内的な理由があると言えるだろうか。ウィリアムズは行為者の合理性の観点から、そうは言えないと主張する。
- (45) *ibid.*, p.109.
- (46) B. Williams, 'Ethics', A. C. Grayling, ed., *Philosophy: A Guide through the Subject*, Oxford University Press, Oxford, 1995, p. 569.
- (47) *ibid.*, p.570.
- (48) *ibid.*, p.571.
- (49) B. Williams, 'Ought and moral obligation', *ML*, p. 123.
- (50) *ibid.*, p.122.
- (51) B. Williams, *Morality: An Introduction to Ethics*, Harper & Row, Publishers, New York, 1972, pp.9-10.
- (52) 'Triviality', *APQ*, 1973, p.511.

本論は日本学術振興会研究奨励金、文部省科学研究費補助金による研究成果である。